

損害保険商品の販売方針

日本通運株式会社代理店

取扱保険会社

当社は損害保険2社「損害保険ジャパン株式会社」「東京海上日動火災保険株式会社」と代理店委託契約を締結している乗合代理店です。

取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

損害保険・新規販売方針

当社保険販売方針に基づき、損害保険の新規販売方針を次のとおり定めます。

1. 運送保険、内航貨物海上保険、外航貨物海上保険（除く、海外引越荷物保険）および船舶保険については、事務に精通し、長年取り扱っている「損害保険ジャパン株式会社」の商品を推奨します。
2. 外航貨物海上保険のうち海外引越事業支店が取扱う海外引越荷物保険については、仕向国別に推奨保険会社を次のとおり定め推奨します。

仕出国	仕向地	推奨保険会社
日本	東アジア、東南アジア、南アジア、オセアニア	損害保険ジャパン株式会社
日本	北米、中南米、欧州、中東、アフリカ	東京海上日動火災保険株式会社

ただし、お客さまに保険会社のご指定がある場合は、その意向を優先します。

損害保険・更改販売方針

当社保険販売方針に基づき、損害保険の更改販売方針を次のとおり定めます。

当社はお客さまが前年にご選択いただいている保険会社にて更改契約の提案を行います。

ただし、お客さまに保険会社のご指定がある場合は、そのご意向を優先します。

(2020年4月改訂)